

先端設備等導入に係る固定資産税の課税標準の特例

特例要件・提出書類等チェックシート

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例を受けようとする方は本チェックシート（裏面あり）に必要事項を記入し、償却資産の申告書に添付してください。

チェック項目	チェック										
1. 資産の取得時期の確認 資産の取得時期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間内である。※取得時期が異なる場合、令和5年4月から令和7年3月分または令和5年3月以前分のチェックシートをご使用ください。	☐										
2. 特例対象資産の要件の確認 (ア)課税標準の特例を申告する資産（特例対象資産）は											
① 大津市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき認定後に取得した。	☐										
② 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備である。	☐										
③ 商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供する。	☐										
④ 中古資産ではない。	☐										
⑤ 以下の表の要件を満たす償却資産である。	☐										
<table><tr><td>資産の種類</td><td>一台又は一基あたりの取得価額</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>160万円以上</td></tr><tr><td>工具※1</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>建物附属設備※2</td><td>60万円以上</td></tr></table>	資産の種類	一台又は一基あたりの取得価額	機械装置	160万円以上	工具※1	30万円以上	器具備品	30万円以上	建物附属設備※2	60万円以上	
資産の種類	一台又は一基あたりの取得価額										
機械装置	160万円以上										
工具※1	30万円以上										
器具備品	30万円以上										
建物附属設備※2	60万円以上										
※1 測定工具及び検査工具が対象です。											
※2 償却資産として課税されるものに限りません。											
次の(イ)(ウ)は、あてはまるほうにチェックしてください。											
(イ)特例対象資産は補助金を受けて取得した資産ではない。	☐										
(ウ)特例対象資産は補助金を受けて取得した。償却資産申告書には、補助金を含め取得価額の全額を記載した。※固定資産税には、圧縮記帳の適用はありません。	☐										
(エ)「先端設備等導入計画に係る認定申請書」に記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致している。	☐										
※一致しない場合はその理由（例：見積価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額）を下にご記入ください。差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。											
理由：											

（裏面もご記入ください）

